

【まん延防止等重点措置の実施の考え方】（6/10 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針より抜粋）

都道府県の特定の区域において感染が拡大し、当該都道府県全域に感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあると認められる事態が発生していること（特に、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域になっている等）を踏まえ、政府対策本部長が基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。 <以下略>

【現在の状況】

- ◆ 4月25日以降、緊急事態措置を実施したことにより、新規報告数は大きく減少し、ステージⅢの目安を下回るとともに、確保病床占有率及び重症病床占有率も、ステージⅣの目安を下回っている。
- ◆ しかし、確保病床占有率及び重症病床占有率は、いまだステージⅢの目安を超えており、再び感染が拡大すれば、医療提供体制のひっ迫は避けられない。
- ◆ このため、感染拡大を抑えるため、引き続き、徹底した感染防止対策が必要。

指標（抜粋）		ステージⅣ 目安	ステージⅢ 目安	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	ステージⅣ 目安の状況	ステージⅢ 目安の状況
医療提供 体制等の負荷	確保病床の占有率	50%以上	20%以上	34.1%	32.9%	33.2%	33.8%	29.9%	○	●
	入院率	25%以下	40%以下	15.8%	15.8%	16.2%	17.2%	19.9%	●	●
	重症病床の占有率	50%以上	20%以上	26.6%	25.8%	25.7%	25.2%	24.8%	○	●
	人口10万人あたり療養者数	30人以上	20人以上	66.41	63.99	62.84	60.27	46.13	●	●
感染の状況	陽性率 1週間平均	10%以上	5%以上	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	○	○
	週・人口10万人あたり新規報告数	25人以上	15人以上	11.53	10.98	10.43	10.26	9.35	○	○
	感染経路不明割合 1週間平均	50%以上		58.0%	59.2%	60.9%	60.3%	62.6%	●	

大阪府が緊急事態措置区域から除外された場合には、大阪府域に係る「まん延防止等重点措置」の公示を行うよう、国に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、要請する